時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

第三千百四十號
明治廿四年九月二十二日火曜日
舊暦辛卯八月二十日（辛亥）
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報は郵號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇時事新報社ニ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて遠より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾塗するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず稍り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

公債證書と銀行預金と損得如何

明治十九年十月整理公債證書の發行以來政府は頻々七分利付の金祿公債を償還して今年今月は全く了る可しと云ふ抑も此整理法は政府の爲めには至極利益あれども其政府に利益ある通りに人民の私に取りては至極不利なるものなり明治九年八月金祿公債證書條例を發行したるときに明治十年より華士族平民の家祿を公債證書にして毎年兩度その利子を渡すもし元金は五ヶ年据置き六ヶ年目より大藏省の都合に由り毎年抽籤の法を以て消却し都合三十ヶ年間に悉皆これを消却す可しと約束したるが故に之を所有する者は明治三十九年までの間に時々當籤す可きも十五年より起算して二十五ヶ年間のみとなれば年に平均しても毎年二十五分一の元金を返さるゝのみにて其餘は相替らず七分の利子を請取る可しと信じ資力の厚薄に拘はらず理財の事に不案内なる者は皆これを無二の財產として所有し彼の舊華士族又は孤兒寡婦の輩は例へば額面千圓を秘藏して毎年七十圓の利子を請取り一ヶ月五六圓の生計を以て安心する者も少なからざりしに不意に元金を償還せられて通貨と爲り之を以て更に公債證書を買はんとすれば五分利以上のものを得べからず即ち七に付き二を減ぜられたる割合にして一年七十圓の家計に二十圓の相違を生じたる譬一家の大不幸と云ふの外なけれども世間は之を怪しむ者も少し畢竟日本は古來士族國にして經濟論の組大なるが爲め斯る劇變にも驚かざるみと なれども其是非得失の議論は之を他日に讓り我輩が愛に經濟社會の注意を促さんとするは目下の有樣に於て五分利付公債證書を所有するの利害如何の一點なり金利の割合は世界の大勢に於て次第に下落に赴くものなりとの說もあれども左るにても我國に於て其下落の變動は餘り劇しくして之を目して世界の大勢に伴ふものとは思はれず德川時代より明治年間に至るまでも金融社會に一割以下の利子は先づ以て稀にして成規の利子一割二分と定まりし程なりしに明治十七八年の頃より紙幣の急縮に隨て商況の大不景氣を致し資金の用法に苦しむ折柄、政府より五分利の公債を發し其價格を維持するの一策として益々金利を退下の工風を運らし無力なる人民社會は此政策に風靡して支ふ可きにもあらず遂に全國の金利は五分の標準に止まりて從前に比較すれば正しく半を減じたり如何に世界の大勢ありとて一國數百年來の金融法を一朝に變化して利子の割合を半減するが如きは人事に行はる可き常態なりと認むるを得ず畢竟するに我薄弱なる金融社會に對して有力なる政府の力を振ひ以て一時の變相を呈したるものなれば今後若し政府の理財法を改めて金利の割合を自然の成行に任ずるみともあらんには金融社會も漸く其本の筋に向て抵當又は保證等に用るものは必ず公債證書に限るの法を設けあるが故に其向きの金融者は公債その者の利を利するにあらず其政府に對する金融上の効能を利して止むを得ず之を所有するみとなれども此種の金融に緣なき人々が恰も世襲財產の心得を以て五分利の公債を所有するが如きは不利の甚だしきものと云はざるを得ず如何とあれば政府が人爲の低利策を止めて世間の金融に活氣を生じ利子の割合次第に昇騰するときは百圓の公債は八十圓と爲り又六七十圓に下る可ければなり或は云ふ公債證書を以て世襲財產とすれば唯五分利を目的とするのみ元價の昇降は意とするに足らずとの說もあれども今日みな五分利に安んず可きなれ若しも他年一日僅に七八分の利益ある可き新案を生するときは今日の五分は決して得策あらざりしを悔るみとあらん然かのみならず前節に云へる七分利の公債證書を整理して五分利に變化せしめたるは財政當路者の方寸に生じたる一策にして既に天下に之を怪しむ者もあるとすれば今後第二の當路者が第二の方寸を運らして五分利の公債を三四分に整理するみとなきを期す可らず七は五に減したれども五は四に減す可らずと云ふも其理由甚だ薄弱なるが如し斯る場合に臨み人民は果して能く政府に向て之を拒むの覺悟ある可きや否や我輩の保證すること能はざる所なり經濟の事を容易に見て實地の勘定に練密あらざるは我國會の特色とも稱すべきも若しこれを知らずして公債整理の事などに就ては國會は特に足らざるものと知る可し

右の所論にして暴して大に經濟の實際に違ふことなしとすれば近來各地の資產家にして頻りに五分利の公債證書を買ひ又は金融の道に不案内なる向きの人々が之に依頼して生計を立るが如きは我輩の甚だ贊成せざる所にして殷富に其不利を說かざるを得ず一說に公債證書の利益薄しと知りながらも他に資金の用法を見出さざれば先づ以て之を所有するの外なしと云ふ者あれども若しも左る事情ならば我輩は寧ろ之を買却して銀行に現金を預るの利益を勸告する者なり銀行危しと云ふも危からざるもの亦甚だ少なからず日本銀行と華族銀行（第十五國立銀行）とは特別のものとして之を差置き方今基本の確實にして營業の活潑なる大銀行は三菱銀行（第百十九銀行）三井銀行（私立）正金銀行等を始めとして其他にも尙ほ信用の堅さもある可し既に三菱銀行は定期の預金に五分五圓の利子を廣告し三井も大抵同樣なる可し之に金を預るの法も至極簡便にして何時にても三菱三井の門を叩て金を投ずれば預かりの證書を引替に渡し其後は唯期限に至りて利子を請取るのみにして受授の手數は公債證書の利子を請取るよりも易し殊に三井銀行には各地に支店も多きみとあれば都下の人のみならず地方の爲めに一段の便利ある可し左れば銀行の性質をさへ吟味すれば之に私有金を托するの安全は疑なくして利益の割合は五分の公債に比して五厘の餘計を得るのみならず預金は永久の預金にして元金の增減なきに反して公債證書は時として相場の騰貴甚だしく七八年前に時價六七十圓のものが今日百圓に騰貴したるは即ち今日百圓のものが七八年後に六七十圓に下る可き前徵と云ふも否と答ふるに辭はなかる可し兩者の利害損得斯くまでに明ある上は我輩は今の經濟社會に向て特別の事情ある者の外は公債證書を賣て銀行の預金に變じゆよ〳〵公債を所有せんとならば其相場の下落を待ち其時に預金を引出して之を買ふも晩からざるみとし敢て勸告を試むる者なり

官報

〇司法省告示第九十號
甲府地方裁判所管內澤區裁判所ニ於テ明治二十四年十月一日ヨリ裁判事務ヲ取扱フ
明治廿四年九月二十一日
司法大臣子爵田中不二麻呂

〇司法省告示第九十一號
高知地方裁判所管內中村區裁判所東上山出張所及白田川出張所明治二十四年十月一日ヨリ開廳ス
明治廿四年九月二十一日
司法大臣子爵田中不二麻呂

〇東京市告示第三十八號
本年告示第二十八號撰出下谷區會議員二名ノ補闕撰擧會ハ下谷區會議場ニ於テ同級撰出本所區會議員一名ノ補闕撰擧會ハ本所區會議場ニ於テ之ヲ開ク投票差出時限ハ本月二十八日午前八時ヨリ同十二時マテトス
本年告示第二十八號二級撰出日本橋區會議員三名ノ補闕撰擧會ハ日本橋區濱町一丁目二番地日本橋區公會堂ニ於テ同級撰出下谷區會議員三名ノ補闕撰擧會ハ下谷區會議場ニ於テ同級撰出本所區會議員一名ノ補闕撰擧會ハ本所區會議場ニ於テ之ヲ開ク投票差出時限ハ本月二十九日午前八時ヨリ同十二時マテトス
本年告示第二十八號一級撰出日本橋區會議員二名ノ補闕撰擧會ハ日本橋區濱町一丁目二番地日本橋區公會堂ニ於テ同級撰出下谷區會議員一名ノ補闕撰擧會ハ下谷區會議場ニ於テ同級撰出本所區會議員三名ノ補闕撰擧會ハ本所區會議場ニ於テ之ヲ開ク投票差出時限ハ本月三十日午前八時ヨリ同十二時マテトス
明治二十四年九月二十一日
東京府知事富田鐵之助

雜報

〇自由黨大會の問題　此頃の紙上に由黨にては來る十月十五日を期して大會を開くに就ては既に事務所より及び目下專ら議案の調査中あるらんには次期の議會に對する運動の現はるゝ事ある可しと云ふ問題するは該黨の組織變更即ち黨則四月大坂に於て大會を開きたる總理を置く事とあり直に板垣伯の總理を置く事とあり直に板垣伯のるが當時之れに對して頗りに反ありたれども多數の爲に制せられに推されたる板垣伯の方にも該に意見の異ある所あり隨分六も既に事の決したる後にて致し大會に讓る可しとて頗りに周旋日に至りたるものなれば來月の差出す改革案も多からんが板垣もある可し現行黨則第七條に「て其府縣衆議院議員の數に倍して其之を組織す云々」とありて凡るには重に衆議院議員外の黨員して之れに服從せしめんとするで〻實際上の責任を有する議員期の議會に際して今の自由倶も全く之れが爲めありし板垣不可とし凡そ政黨が議會に對し責任を有する着實の輿論を實當る議員若くは議員の候補者が撰定し直接の責任を有せざる當に參與せしめざる樣に爲さゝるべりて斯る組織の大會に於て重要を附與するは決して策の得たる運動に關する實際の黨議を決員と其候補者たる可き黨員に一らざれば若し大會に斯る權利を更して議員及び候補者のみを以て又現在のまゝに爲し置くべきならば極めて輕きものと爲して別に議一會を組織し議會に對する輿論際問題を決するの權は全く此會る可らずとの考案を有し之を贊又一方には熱心に之れに反對す大會には此議員と議員外の黨員變更の一事は最も重要の件なり

〇諸學校圖書館　二十五年度經費開く僅を前號の紙上に登載し殘各高等中學校の經費は本年度より十圓を增し其內譯は斯々と其增徇は其他諸學校圖書館經費の本金額を聞くに概略左の如くあり

帝國大學	
高等師範學校	
女子高等師範學校	
高等商業學校	
東京工業學校	
東京美術學校	